

ご自身の履修科目によって受験資格条件を満たしているか否かについては、下記の対応表によって確認してください。
 なお、公認心理師受験時の提出書類となる、履修証明書につきましては、厚労省より証明書の様式等が確定され次第
 ご案内しますので、改めて証明書発行の申請を行ってください。

29文科初第881号・障発0915第9号(平成29年9月15日)

「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるための必要な科目の取り扱いについて」
 別添1、2に記された、必要な科目に該当すると判断される専攻開講科目名

教育学研究科 教育実践専攻
 臨床心理学専修 開講科目
 平成23年度～平成29年度入学者

大学院における必要な科目

I	① 保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神薬理学特論
		精神医学特論
		心身医学特論
	② 福祉分野に関する理論と支援の展開	発達心理学概論*
	③ 教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論
学習心理学特論		
発達心理学特論*		
教育心理学講義		
④ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	犯罪心理学特論	
⑤ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	無し	
II	⑥ 心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I
		臨床心理査定演習 II
⑦ 心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論 I	
	臨床心理面接特論 II	
	心理療法特論	
⑧ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論	
	グループアプローチ特論	
⑨ 心の健康教育に関する理論と実践	無し	
III	⑩ 心理実践実習	学校臨床実習
		臨床心理実習

☆受験資格条件

I (①から⑤): ①を含む3科目以上

II (⑥から⑨): 2科目以上

III (⑩): 必ず1科目以上(施設の分野および時間は問わない)

1つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目としてカウントすることはできない

例: 発達心理学特論を「福祉分野」とした場合は、同科目を「教育分野」の科目とすることはできない

* 2017年11月15日改正